

4 対象労働者の同意

対象労働者に本制度を適用するには、決議（→**26**）に従い、対象となる労働者の個人の同意を得なければなりません。

また、不同意の労働者に対して、使用者は解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。

就業規則による包括的な同意は、「個別の同意」にあたりません。

5 企画業務型裁量労働制の実施

対象労働者を対象業務に就かせ、本制度を実施することにより、対象労働者については「実際の労働時間と関係なく、決議で定めた時間労働したものとみなす」効果が発生します。

このみなしの効果は、労働基準法で定められている年少者及び女性の労働時間に関する規定に係る労働時間の算定については適用されません。

また、企画業務型裁量労働制の対象労働者も、休憩、法定休日に関する規定や深夜業の割増賃金の規定は原則どおり適用されます。すなわち、法定休日や深夜に労働させた場合には、みなし労働時間に関わらず、実際に働いた時間分の割増賃金を支給する必要があります。

決議に定めた範囲以外の業務・労働者に本制度を適用しても効力は発生しません。

使用者は、健康及び福祉を確保するための措置や苦情の処理のための措置などの決議で定めた措置（→**2**）を実施しなければなりません。

使用者は、決議が行われた日から起算して6か月以内ごとに1回、所定様式により所轄労働基準監督署へ定期報告を行うことが必要です。

報告する事項は次のとおりです。

- 対象となる労働者の労働時間の状況
- 対象となる労働者の健康及び福祉を確保する措置の実施状況



様式第13号の4（第24条の2の5第1項関係）

企画業務型裁量労働制に関する報告

報告期間 平成 ○ 年 2 月から ○ 年 7 月まで

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）	
その他の事業		○○株式会社 本社事業場		○○市○○町1-2-3（○○○-○○○-○○○○）	
業務の種類	労働者の範囲	労働者数	労働者の労働時間の状況 （労働時間の把握方法）	労働者の健康及び福祉を確保する措置の実施状況	
経営計画の策定	企画部で、入社7年以上、 主事6級以上	10	平均9時間、最長12時間 （ IDカード ）	特別健康診断の実施 （○年5月14日）	
人事計画の策定	人事部で、入社7年以上、 主事6級以上	10	平均9時間、最長14時間 （ IDカード ）	特別健康診断の実施（○年5月17日）、 特別休暇の付与	
			（ ）		
			（ ）		
			（ ）		

平成 ○ 年 8 月 11 日

○○ 労働基準監督署長 殿

使用者 職名 ○ ○ 株式会社 常務取締役
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

記載心得

- 「業務の種類」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第1号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入すること。
- 「労働者の範囲」及び「労働者数」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第2号に規定する労働者として決議した労働者の範囲及びその数を記入すること。
- 「労働者の労働時間の状況」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第4号に規定する労働時間の状況として把握した時間のうち、平均的なもの及び最長のものの状況を具体的に記入すること。また、労働時間の状況を実際に把握した方法を具体的に（ ）内に記入すること。
- 「労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第4号に規定する措置として講じた措置の実施状況を具体的に記入すること。

企画業務型裁量労働制の導入の際には就業規則の所要の改定も必要です。

就業規則規定例

第〇条 企画業務型裁量労働制は、〇〇株式会社
本社事業場労使委員会の決議（以下「決議」
という。）で定める対象労働者であって決議で
定める同意を得た者（以下「裁量労働従事者」
という。）に適用する。

- 2 前項の同意は、決議ごとに、個々の労働者
から書面により得るものとする。
- 3 裁量労働従事者が、所定労働日に勤務した
場合には、第〇〇条に定める就業時間に関わ
らず、決議で定める時間勤務したものとみな
す。
- 4 始業・終業時刻及び休憩時間は、第〇条に

定める所定就業時刻、所定休憩時間を基本と
するが、業務遂行の必要に応じ、裁量労働従
事者の裁量により具体的な時間配分を決定す
るものとする。

- 5 休日は、第〇条の定めるところによる。
- 6 裁量労働従事者が、休日又は深夜に労働す
る場合については、あらかじめ所属長の許可
を受けなければならないものとする。
- 7 前項により、許可を受けて休日又は深夜に
業務を行った場合、会社は、賃金規程（平成
〇〇年就業規則第〇〇号）の定めるところに
より割増賃金を支払うものとする。

6 決議の有効期間

有効期間が満了して企画業務型裁量労働制を継続する場合には、再び
2で挙げた事項について決議しなければなりません。

決議の有効期間については、3年以内とすることが適当です。





企画業務型裁量労働制の関係法令は厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/>)にて御覧いただけます。

御不明な点などがありましたら、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署